



長野県報

10月21日(月)
令和元年
(2019年)
第49号

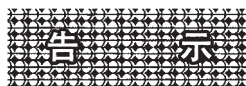
目次

告示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課) 1
- 生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称等変更の届出(地域福祉課) 2
- 生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の指定辞退の届出(地域福祉課) 3
- 生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務廃止の届出(地域福祉課) 4
- 生活保護法に基づく施術者の指定(地域福祉課) 4
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称等変更の届出(地域福祉課) 5
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障がい者支援課) 5
- 身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称変更(障がい者支援課) 6
- 身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定辞退(障がい者支援課) 7
- 国土調査法に基づく土地分類基本調査の実施(農地整備課) 7
- 保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課) 7
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(5件)(森林づくり推進課) 7
- 昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部改正(選挙管理委員会) 9

公告

- 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室) 9
- 特定調達契約に係る落札者の決定(建設政策課) 10
- 開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課) 10



長野県告示第249号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和元年10月21日

長野県知事 阿部守一

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
宮原医院	東筑摩郡山形村5501-6	令和元年7月1日
花岡レディースクリニック	小諸市市町5丁目4番地16号	令和元年6月1日
西沢内科胃腸科医院	須坂市墨坂1-4-1	平成31年4月18日
油井内科医院	中野市金井893-2	平成26年11月1日
あづみ野 平林整形外科	安曇野市堀金烏川4349-1	令和元年5月1日

ウエルシア薬局上田山口店	上田市上田山口1221-1	平成31年3月4日
スマイル薬局	佐久市岩村田2080番地11	令和元年8月1日
松野歯科医院	飯田市松尾上溝2939-1	平成30年9月1日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	ツクイ松本西訪問看護ステーション	松本市笹賀5514-6	令和元年7月1日

地域福祉課

長野県告示第250号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和元年10月21日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
麻績土屋薬局	東筑摩郡麻績村4634-6	長野市栗田源田窪1000番地1	長野市川中島町今井384	令和元年6月3日
みのわ土屋薬局	上伊那郡箕輪町大字中箕輪8612-1	長野市栗田源田窪1000番地1	長野市川中島町今井384	令和元年6月3日
荒井橋土屋薬局	伊那市荒井3871-3	長野市栗田源田窪1000番地1	長野市川中島町今井384	令和元年6月3日
西町土屋薬局	伊那市西町5138-20	長野市栗田源田窪1000番地1	長野市川中島町今井384	令和元年6月3日
竜東土屋薬局	伊那市境1069	長野市栗田源田窪1000番地1	長野市川中島町今井384	令和元年6月3日
ホーム土屋薬局	伊那市中央4960	長野市栗田源田窪1000番地1	長野市川中島町今井384	令和元年6月3日
みすず土屋薬局	伊那市前原8379-7	長野市栗田源田窪1000番地1	長野市川中島町今井384	令和元年6月3日
内川土屋薬局	千曲市内川818-1	長野市栗田源田窪1000番地1	長野市川中島町今井384	令和元年6月3日
磯部土屋薬局	千曲市大字磯部768-6	長野市栗田源田窪1000番地1	長野市川中島町今井384	令和元年6月3日
高梨土屋薬局	須坂市大字高梨261	長野市栗田源田窪1000番地1	長野市川中島町今井384	令和元年6月3日
すみさか土屋薬局	須坂市墨坂一丁目4-2	長野市栗田源田窪1000番地1	長野市川中島町今井384	令和元年6月3日
丸子土屋薬局	上田市中丸子1682-16	長野市栗田源田窪1000番地1	長野市川中島町今井384	令和元年6月3日
茅野土屋薬局	茅野市玉川4274-1	長野市栗田源田窪1000番地1	長野市川中島町今井384	令和元年6月3日

飯山土屋薬局	飯山市飯山新町裏186-1	長野市栗田源田窪1000番地1	長野市川中島町今井384	令和元年 6月3日
田町土屋薬局	飯山市大字飯山田町2938-4	長野市栗田源田窪1000番地1	長野市川中島町今井384	令和元年 6月3日
池田土屋薬局	北安曇郡池田町池田3152-1	長野市栗田源田窪1000番地1	長野市川中島町今井384	令和元年 6月3日
豊田土屋薬局	諏訪市大字豊田2437-2	長野市栗田源田窪1000番地2	長野市川中島町今井385	令和元年 6月3日
信越土屋薬局	上水内郡信濃町柏原382-3	長野市栗田源田窪1000番地2	長野市川中島町今井385	令和元年 6月3日
和田土屋薬局	松本市和田1443-3	長野市栗田源田窪1000番地2	長野市川中島町今井385	令和元年 6月3日
新村土屋薬局	松本市大字新村2932-15	長野市栗田源田窪1000番地2	長野市川中島町今井385	令和元年 6月3日
フォレスト薬局	上田市塩川1362-1	林 秀樹	林 信行	令和元年 6月3日
はやし薬局	上田市常田2-22-39	林 秀樹	林 信行	令和元年 6月3日
伊那市国保長藤診療所	伊那市高遠町長藤1849-1	所在地 伊那市高遠町長藤 1849-1 診療科目 内科、整形外科	所在地 伊那市高遠町長藤 1755-1 診療科目 内科	平成31年 4月1日
医療法人社団 上原内科小児科医院	茅野市仲町7-15	茅野市仲町7-15	茅野市仲町7-16	令和元年 7月8日
飯田病院附属仲ノ町診療所	飯田市仲ノ町1丁目2番地	飯田病院附属仲ノ町診療所	仲ノ町診療所	令和元年 7月10日

地域福祉課

長野県告示第251号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

令和元年10月21日

長野県知事 阿 部 守 一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
医療法人文正会 小林歯科医院	東御市常田650-1	令和元年8月31日
医療法人社団 斎藤産婦人科医院	佐久市中込1985-1	令和元年9月10日

地域福祉課

長野県告示第252号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和元年10月21日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
花岡レディースクリニック	小諸市市町5丁目4番地16号	令和元年5月31日
ウエルシア薬局上田山口店	上田市上田山口1221-1	平成31年3月3日
蟹江医院	飯田市上郷別府3373	令和元年6月16日
下島歯科医院	伊那市西町4939-5	令和元年6月29日
あづみ野 平林整形外科	安曇野市堀金鳥川4349-1	平成31年4月30日
大輪薬局	塩尻市広丘原新田573-2	令和元年9月30日
タケシゲ薬局	塩尻市広丘堅石92-4	令和元年8月1日
上川モリキ薬局	諏訪市上川三丁目2450-1	令和元年7月31日
松野歯科医院	飯田市鼎東鼎36-12	平成30年8月31日

地域福祉課

長野県告示第253号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

令和元年10月21日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者又は助産師

氏 名	住 所	指定年月日
丸山 恭平	佐久市塩名田896-10	平成31年4月1日

2 施術所又は助産所

名 称	所 在 地	指定年月日
堀込鍼灸接骨院	佐久市岩村田1843-5	平成31年4月1日

地域福祉課

長野県告示第254号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和元年10月21日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
有泉 有爾郎	松本市梓川倭574-2	松本市元町1-9-24	松本市里山辺5402-1 ヴィラージュ山辺B102	令和元年6月1日
小川 匠	須坂市大字須坂1471-5	須坂市大字須坂1471-5	須坂市臥竜4-8-8	平成29年6月19日

地域福祉課

長野県告示第255号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

令和元年10月21日

長野県知事 阿部 守一

氏 名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
大和 眞史	肢体不自由 腎臓 呼吸器 小腸	佐久市望月318 川西赤十字病院
熊部 智章	呼吸器 免疫	飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院
齋藤 俊信	心臓 腎臓	飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院
丹羽 智宏	音声・言語 肢体不自由	松本市島立2093 医療法人青樹会 一之瀬脳神経外科病院
金澤 亮	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 小腸 肝臓	佐久市岩村田804 医療法人三世会 金澤病院
石川 雅邦	腎臓 ぼうこう又は直腸	松本市波田4417番地180 松本市立病院
古谷 力也	平衡	上田市緑が丘1-27-21 独立行政法人国立病院機構 信州上田医療センター
松山 有隆	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器	小諸市相生町三丁目3番21号 長野県厚生農業協同組合連合会 浅間南麓こもろ医療センター
吉田 貴明	肢体不自由	佐久市中込3400番地28 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 佐久医療センター
和田 晃	心臓 腎臓	伊那市境1374番地 医療法人隆誠会 あおばクリニック

吉澤 一貴	小腸 肝臓	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
上野 賢一	平衡 音声・言語 そしゃく 肢体不自由	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
上條 祐衣	平衡 音声・言語 そしゃく 心臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院
田村 茂道	視覚	塩尻市大門5番町6番19号 医療法人象先堂 田村眼科医院

障がい者支援課

長野県告示第256号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

令和元年10月21日

長野県知事 阿部 守一

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
森本 隆弘	駒ヶ根市赤穂3230 昭和伊南総合病院	千曲市内川775-1 森本眼科クリニック
古樫 薫	駒ヶ根市赤穂3230 昭和伊南総合病院	駒ヶ根市赤穂9848-1 かしの実クリニック
酒井 貴弘	伊那市小四郎久保1313-1 伊那中央病院	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
神吉 雄一	松本市本庄2-5-1 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院	安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院
村山 秀喜	塩尻市宗賀1295 医療法人社団敬仁会 桔梗ヶ原病院	安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院
井川 靖彦	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院	須坂市大字須坂1332 独立行政法人国立病院機構 長野県立信州医療センター

障がい者支援課

長野県告示第257号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

令和元年10月21日

長野県知事 阿部守一

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日
田村 茂博	塩尻市大門5番町6番19号 医療法人象先堂 田村眼科医院	令和元年6月20日
秋城 和人	駒ヶ根市赤穂9870 秋城医院	令和元年9月3日
清貞 和紀	下伊那郡大鹿村大河原362 大鹿村立診療所	平成25年3月27日
小林 誠	駒ヶ根市赤穂3230 昭和伊南総合病院	令和元年9月11日
塩原 順四郎	駒ヶ根市赤穂3230 昭和伊南総合病院	令和元年9月11日
林 賢	駒ヶ根市赤穂3230 昭和伊南総合病院	令和元年9月9日
宮沢 幸一	駒ヶ根市赤穂3230 昭和伊南総合病院	令和元年9月11日
多田 秀穂	駒ヶ根市赤穂3230 昭和伊南総合病院	令和元年9月19日
半戸 千晶	飯山市大字飯山226番地1 飯山赤十字病院	平成31年3月31日
矢高 仰児	飯田市馬場町2-367 矢高眼科医院	令和元年9月13日
澤田 祐介	上田市古里92-18 さくらファミリークリニック	令和元年9月30日

障がい者支援課

長野県告示第258号

国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定に基づく土地分類基本調査を次のとおり実施します。

令和元年10月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 国土調査として指定された年月日
令和元年10月7日
- 2 調査を実施する者の名称
長野県
- 3 調査地域
測量法（昭和24年法律第188号）第27条第2項の規定により、国土交通大臣の刊行した5万分の1地形図の次の図幅内の地域妻籠（長野県の区域に限る。）
- 4 調査期間
令和元年10月7日から令和2年3月31日まで

農地整備課

長野県告示第259号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年10月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
北佐久郡御代田町大字茂沢字森泉371の26
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び御代田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第260号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年10月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、長野市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
長野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、長野市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第261号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年10月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第262号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年10月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡飯島町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、飯島町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
飯島町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、飯島町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第263号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年10月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡高森町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、高森町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第264号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年10月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡高森町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

選告示第37号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号(公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設)の一部を次のとおり改正します。

令和元年10月21日

長野県選挙管理委員会委員長 永井 順 裕

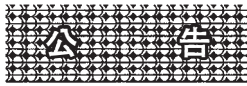
表中

「 | 長野県飯田勤労者福祉センター | 飯田市東栄町3108番地 1 | 飯田市選挙管理委員会 | 」

を
「 | 飯田市勤労者福祉センター | 飯田市東栄町3108番地 1 | 飯田市選挙管理委員会 | 」

に改める。

選挙管理委員会



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和元年10月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アメリカンドラッグ大豆島店
長野市大豆島字東沖4216ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社モリキ
飯山市南町13-3
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)モリキ	午前10時	午後8時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)モリキ	24時間	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分から午後8時30分まで	24時間

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前6時から午後8時まで	午前5時から午後9時まで
2	午前6時から午後8時まで	午前6時から午後8時まで

- 4 変更する年月日
令和元年10月1日
- 5 届出年月日
令和元年9月2日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和元年10月21日から令和2年2月21日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室